

訓令甲第 1 1 号

警視庁警察監察規程（昭和 3 8 年 2 月 1 日訓令甲第 3 号）の全部を次のように改正する。

平成 1 3 年 3 月 2 8 日

警視總監 野 田 健

警視庁監察規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

第 2 章 監察の実施（第 8 条 - 第 1 8 条）

附則

第 1 章 総則

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、警察諸般の実態を把握して適正な警察運営と厳正な規律を確保し、併せて執務の刷新改善に資するために実施する監察について、必要な事項を定めることを目的とする。

（監察の種類）

第 2 条 監察の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総合監察
- (2) 月例監察
- (3) 随時監察
- (4) 特別監察

（監察実施計画）

第 3 条 監察実施計画は、毎年度、次に掲げる事項について作成し、東京都公安委員会に報告する。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察実施概要
- (4) 監察の対象とする部署
- (5) 監察の時期

(監察執行官)

第 4 条 第 2 条各号の監察は、監察執行官が実施するものとする。

2 総合監察、月例監察及び特別監察における監察執行官は、警務部長とする。この場合において、警務部長は、必要によりその監察を方面本部長又は警務部長が指名する者に代行させることができる。

3 随時監察における監察執行官は、方面本部長とする。

(監察執行官の職務権限)

第 5 条 監察執行官は、監察を実施する上で必要があるときは、所属長又は所属長を通じて個々の警察職員に対して、資料の提出を命じ、若しくはその説明を求め、又は指定した日時及び場所に出頭を求めることができる。

(方面監察官)

第 6 条 方面監察官は、警務部長の命を受け、担当方面区内における監察の事務を整理するものとする。

2 方面監察官は、各方面本部に置く。

(監察従事員)

第 7 条 監察従事員は、監察執行官を補佐し、その命を受けて監察の事務に従事するものとする。

2 監察従事員は、方面本部に勤務する警察職員とし、また、必要により警視庁本部（警察学校を含む。以下「本部」という。）に勤務する警察職員のうちから警務部長がこれを命ずることができる。

第 2 章 監察の実施

(総合監察の実施)

第 8 条 総合監察は、警察署の総合的な運営状況について、実施するものとする。

(総合監察の計画)

第 9 条 警務部長は、総合監察を実施するに当たっては、次に掲げる事項について実施計画を定め、方面本部長及び警察署長に通知するものとする。

- (1) 監察日時及び場所
- (2) 監察方針
- (3) 監察項目
- (4) 監察対象

(5) 監察実施要領

(総合監察への協力)

第10条 警務部長は、総合監察の実施に当たっては、必要な資料の提出及び第7条第2項により監察従事員を命ずるために必要な本部に勤務する警察職員の差出を、各部長（警察学校長を含む。以下同じ。）に要請することができる。

2 各部長は、前項の要請があった場合は、これに協力するものとする。

(総合監察への講評)

第11条 監察執行官は、総合監察が終了したときは、警察署長に対し監察結果について講評を行うものとする。

(月例監察の実施)

第12条 月例監察は、警務部長の定める監察重点に従って、警察署に対し、原則として各月ごとに実施するものとする。

2 月例監察は、必要により、本部の所属に対し実施するものとする。

(月例監察の重点)

第13条 月例監察の監察重点は、総合監察の実施計画との関連性に配慮し、その時期において監察を必要と認められる事項について、その都度警務部長が定めるものとする。

2 前項の監察重点を定める場合において、警務部長は方面本部長の意見を求めるものとする。

3 各部長は、主管事務について特に月例監察の実施を必要とする事項があるときは、警務部長に、当該事項について監察の実施を要請することができる。

(随時監察の実施)

第14条 随時監察は、担当方面区内の警察署又は警察職員に対して、監察を必要とする事項について、必要の都度実施するものとする。

(特別監察の実施)

第15条 特別監察は、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため、速やかに監察の必要がある場合に実施するものとする。

(監察結果報告)

第16条 監察執行官は、監察が終了したときは、速やかにその結果をとりまとめ意見を付して、警視總監に報告するものとする。この場合において、随時監察については、警務部長を経て行うものとする。

(東京都公安委員会への報告)

第17条 前条の報告による監察の結果は、総合監察、月例監察及び随時監察については四半期に1回、特別監察については実施の都度、東京都公安委員会に報告する。

(監察結果に基づく措置)

第18条 監察執行官は、監察の結果に基づく改善の必要がある事項その他参考となる事項等を、監察を受けた所属長に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属長は、当該指示により事務改善等の措置を行った場合は、速やかに警務部長及び担当方面本部長に報告するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

2 警視庁方面本部規程(昭和32年4月1日訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「警察監察」を「監察」に改め、同条第2項を削る。